令和　７年　１０月

お客さま各位

湘南信用金庫

「当座勘定規定」の一部改定について

平素より、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚くお礼申し上げます。
「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みとして、全国銀行協会が「令和９年３月３１日までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする。」という目標を掲げており、当金庫ではその取組みの一環として、令和８年３月３１日をもって手形・小切手（自己宛小切手を含む）について発行受付を終了させていただきます。
つきましては、下記の通り当座勘定規定を一部改定いたしますので、お知らせいたします。

記

１．改定日
　令和　８年　４月　１日（水）

２．改定する規定
　当座勘定規定

３．改定内容

改　　定　　後（新）	改　　定　　前（旧）
第 1 条～第 7 条　（省略）	**第 1 条～第 7 条**　（同左）
第 8 条（手形、小切手用紙等）	**第 8 条（手形、小切手用紙等）**
（１）～（４）　（省略）	（１）～（４）　（同左）
	（５）　手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
（５）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。	（６）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
（６）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	（７）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第 9 条～第 12 条　（省略）	**第 9 条～第 12 条**　（同左）
第 13 条（支払保証）	**第 13 条（支払保証に代わる取扱い）**
小切手の支払保証はしません。	小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。
第 14 条～第 29 条　（省略）	**第 14 条～第 29 条**　（同左）

以　上

SHONAN
湘南しんきん